

～空家対策の法的対応の充実～

平成29年度地域政策研究センター地域協働研究【ステージⅡ】採択課題

課題名：空家対策の法的対応の検討（市町村条例のバージョンアップ等）

研究代表者：研究・地域連携室 特任准教授 千葉 実

課題提案者：岩手県県土整備部建築住宅課

研究関与者：上智大学教授 北村 喜宣・流山市室長 帖佐 直美・盛岡市主査 牧野 英

恵・北上市主任 田中 洋史・西和賀町主事 高橋 勇氣・宮古市室長 三上 巧

技術キーワード：空き家、即時執行、費用徴収、相続財産管理

▼研究の概要（背景）

- 空き家の所有者等に命令することなく、市町村が危険防止措置を行う即時執行には条例が必要であり、当該条例を有しているのは県内4市のみである。
- 即時執行を行っても、要した費用の徴収に苦慮している。
- 空き家について相続人が相続放棄をすると、適正管理等を求めにくくなる。
- 相続財産管理人制度を活用するには予納金が必要となり、市町村は準備しにくい。

▼研究の内容（方法・経過）

- 即時執行については4市を、相続案件については4市1町をフィールドに、運用実態等を確認し、全国の事例を参考にしながら、理論的に研究。
- 検討案を全国的な研究会等で報告し、議論。
- 県内全市町村を対象とした勉強会等を開催し、議論するとともに情報共有。



図1 即時執行前



図2 即時執行後



図3 成果発表会の様子

▼研究の成果（結論・考察）

- 1.行政代執行を原則とし、即時執行は補充的に用いることを提案。
- 2.即時執行に要した費用を、条例で分担金と位置付けることで強制徴収が可能になることを提案。
- 3.相続財産管理制度の申立てを検察官にお願いすれば、予納金は不要になり得ることを提案。

▼おわりに（まとめ・今後の展開）

提案の方向までには至らないが、平成29年度中に即時執行規定のある条例を4市町が制定し、さらに改正や制定を検討している団体があるので、本学としてサポートする。全国的に空き家対策の法的対応の意識が高まった。調査研究に御協力いただいた皆様に感謝申し上げます。